

【概要】流通業務立地指定路線における運用変更について

④ 運用変更(限定的な立地の許容)

本市の流通業務立地指定路線(右の路線図)について、これまで、運送業・倉庫業の物流施設の立地を許容しておりましたが、令和3年7月15日から下記のとおり運用変更を行いました。

○要綱制定前(都市局の開発許可審査基準に基づき認定)

	施設	業種	規模等	主な認定要件
既に許容	物流施設	運送業 倉庫業	特定流通業務施設	-



新たに一部工場等を追加

○要綱制定後(経済観光局の要綱に基づき認定)

	施設	業種	規模等	主な認定要件
新たに許容	物流施設	運送業 倉庫業	敷地面積 3,000㎡以上 50,000㎡未満	<ul style="list-style-type: none"> ・現に市内で操業 ・市内に適地なし ・5mセットバック ・景観関連の協議・届出 ・市街化区域の跡地利用は工業系用途に限定
		卸売業		
	工場	食品・印刷・金属		

参考: 路線図

ア 道道樽川篠路線(西5丁目・樽川通)
 イ 道道札幌当別線(伏古・拓北通)
 ウ 道道花畔札幌線(苗穂・丘珠通)
 エ 道道札幌北広島環状線(追分通、東15丁目・屯田通)

